

令和7年3月11日

私立幼稚園事業者 様

川口市子ども部保育幼稚園課長

令和7年度施設等利用費（法定代理受領分）概算払い請求書の提出について（依頼）

時下、貴職におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素は本市教育・保育行政にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度施設等利用費（法定代理受領分）概算払いの請求手続きについて、次のとおりお知らせいたします。

つきましては、下記内容をご確認いただき請求書のご提出をお願いいたします。

#### 記

#### 提出書類

●施設等利用費請求書（法定代理受領：概算払用）

※請求書、明細書の2枚セットでご提出ください。

※様式は別添エクセル様式をご使用ください。

※施設等利用費支払いの根拠とするため、年度一回の徴収金額票のご提出をお願いしております。

※川口市に新たに申請する園及び登録内容に変更があった場合は「債権債務者登録申請書」を併せてご提出ください。

#### 提出時期等

| 対象期 | 対象月         | 提出期限         | 振込予定日        |
|-----|-------------|--------------|--------------|
| 第1期 | 4月・5月・6月    | 令和7年 4月3日（木） | 令和7年 4月20日前後 |
| 第2期 | 7月・8月・9月    | 令和7年 7月3日（木） | 令和7年 7月20日前後 |
| 第3期 | 10月・11月・12月 | 令和7年10月2日（木） | 令和7年10月20日前後 |
| 第4期 | 1月・2月・3月    | 令和8年 1月5日（月） | 令和8年 1月20日前後 |

#### その他留意事項

- ・振込予定日については、提出期限までに提出され、正常処理されたものに限ります。提出が遅れた場合は、上記振込予定日とは別に随時お支払いになります。
- ・概算払い請求後の途中入退園については、精算処理で対応いたします。精算の手続きは改めて連絡いたします。
- ・押印は不要となります。郵送で提出してください。

この件に関する問い合わせ先

332-8601 川口市青木2-1-1 川口市役所第二庁舎3階  
川口市子ども部幼稚園課給付係  
幼児教育無償化事務センター  
電話：048-259-9043（直通）